

豊島区家具転倒防止器具の購入および設置助成金交付要綱

令和7年4月1日

危機管理監決定

(目的)

第1条 この要綱は、区の区域内（以下「区内」という。）の住宅における家具の転倒防止器具およびガラス飛散防止フィルム（以下「器具」という。）の設置に要する経費の一部を助成することにより、器具の設置を促進し、もって防災対策を充実させることを目的とする。

(通則)

第2条 この要綱による豊島区家具転倒防止器具の購入および設置助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、豊島区補助金交付規則（昭和61年3月第59号）に定めるところによる。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる世帯（以下「助成対象世帯」という。）は、助成金申請日の14日前から豊島区内に住所を有する者で構成される、以下の世帯とする。

- ① 65歳以上の方のみで構成される世帯
- ② 身体障害者手帳や愛の手帳の交付を受けている方のいる世帯
- ③ 要介護3～5の方がいる世帯

(助成対象物)

第4条 助成金の交付の対象となる物品（以下「助成対象物」という）については、以下の器具とする。

- ① ストッパー式
- ② ポール式（つっぱり棒式）
- ③ L型金具
- ④ 移動防止着脱式ベルト
- ⑤ 開閉防止着脱式ベルト
- ⑥ キャスター下皿
- ⑦ ガラス飛散防止フィルム
- ⑧ その他、家具転倒防止の効果が認められると区長が判断するもの

(助成対象事業)

第5条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象世帯が家具転倒防止器具を販売する業者から助成対象物を購入する、または業者に依頼して

助成対象物の設置を助成対象世帯の居住する住宅に行う事業とする。

2 助成対象世帯が助成を受けることができる回数は、世帯につき原則1回限りとする。
ただし、区内転居した場合には、その限りではない。

(助成対象経費)

第6条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象事業に係る器具の購入及び設置に要する費用とする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、区の予算の範囲内において、購入、設置の別なく合計15,000円を上限とする(100円未満切捨て)。なお、上限額は消費税を含む金額とする。

(交付申請及び請求等)

第8条 助成金の交付申請は、世帯主が行うものとする。器具の購入、又は購入及び設置後、豊島区家具転倒防止器具の購入および設置助成金交付申請書兼請求書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)と支払金口座振替依頼書(別記様式第2号)により、区長に対し申請するものとする。また、申請者は、申請時には購入や設置時に事業者が発行した領収書等を必ず添付し、区長に請求するものとし、領収書等には以下の事項が明確に記載されていなければならない。ただし、添付された領収書等に助成対象以外のものが含まれていた場合は、それを除した金額の合計を助成対象とする。

- ・領収書等の日付
- ・商品名や工事名など、今回の助成の対象であることがわかる内容
- ・販売事業者や設置事業者の住所、会社名、連絡先の記載

2 第3条②の要件にて申請をする場合は、身体障害者手帳、もしくは愛の手帳の写しを添付のうえで申請をしなければならない。

3 第3条③の要件にて申請をする場合は、介護保険被保険者証の写しを添付のうえで申請をしなければならない。

4 領収書等の記載内容から今回の助成の対象であることがわからない場合は、区が助成対象物を確認することとし、助成対象世帯はそれを了承すること。

(申請期間)

第9条 助成を受けようとする者は、購入日、もしくは設置の日から6か月以内に申請をしなければならない。ただし、施行日以前の購入、設置については対象外とする。

(交付決定)

第10条 区長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは豊島区家具転倒防止器具の購入および設置助成金交付決定通知書(別記様式第3号)により、不適當であると認めるときは豊島区家具転倒防止器具の購入

および設置助成金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、交付申請者に通知する。

（交付決定の取消し）

第11条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、豊島区家具転倒防止器具の購入および設置助成金交付決定取消通知書（別記様式第5号）により交付決定者に通知する。

- (1) 偽りその他不正の手段により器具の購入および設置又は助成金の交付を受けたとき。
- (2) 器具の設置等が完了する前に第3条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。

（助成金の返還）

第12条 区長は、前条の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付した助成金があるときは、期限を定めて交付された助成金の返還を命じなければならない。

（費用負担）

第13条 助成を受けようとする者が、賃貸住宅に居住している場合は、事前に家屋の所有者(家主又は家主と管理契約を締結している管理会社等)と協議を行い、その承諾を受けておくこと。

2 本事業により設置した器具等の故障による修理費用、取り外しに伴う原状回復に要する費用その他維持管理に要する費用は、第10条の規定により交付の決定を受けた者の負担とする。

（免責）

第14条 事業により器具等の取付けを行った家具が転倒したこと等により、交付決定者等に被害または損害が生じても、区および区が紹介する事業者は、その損害賠償等の責めを負わないものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、防災危機管理課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

年 月 日

豊島区家具転倒防止器具の購入および設置助成金交付にかかる申請書兼請求書
 豊島区長 あて

豊島区家具転倒防止器具の購入および設置助成金交付要綱に基づき、以下のとおり申請、請求します。

申請者 (世帯主)	住所	〒 豊島区 (マンション名等)	
	氏名	フリガナ	
	電話番号	○自 宅 ○携帯電話	() ()
申請区分 ※右の該当する項目に☑をつけてください	<input type="checkbox"/> ① 65歳以上の方のみで構成された世帯		
	<input type="checkbox"/> ② 身体障害者手帳、又は愛の手帳を所持する方がいる世帯 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 ・ <input type="checkbox"/> 愛の手帳		
	<input type="checkbox"/> ③ 要介護3～5の方がいる世帯		
交付申請額	円（助成金上限額は税込15,000円）		

代理人 ※代理人申請時に使用。	住所	〒	
	氏名	フリガナ	申請者との関係
電話番号	○自 宅 ○携 帯 電 話	() ()	

- 申請、請求には以下の添付書類が必要になります。
 - 領収書またはレシートの本
 - 支払金口座振替依頼書
 <②または③の該当者>
 - 身体障害者手帳または愛の手帳（顔写真のあるページ）のコピー
 - 介護保険被保険者証のコピー
- 申請、請求書後に要件を満たしていないことが判明した場合、助成金の不交付や取り消しとなる場合があります。
- 助成を受けることができるのは、原則、1世帯につき1回限りです。
- 助成金交付決定額は100円未満の端数が切捨てとなります。

裏面へ続く

事務処理欄
(記載不要)

申請書 受領施設 收受印	
--------------------	--

収受 起案	収受簿 入力	交付 起案	発送	支出

領収書などの貼り付け欄

記載内容がすべて見える
ようにオレンジ枠の中に
貼り付け

※領収書やレシートが大きい場合は、貼り付け後、
折り畳んでも大丈夫です。

※オンライン購入により領収書やレシートが発行され
ない場合は、購入画面のコピーなど購入内容と
購入したことが分かる資料を貼り付けて下さい。

【チェック項目】

- 領収書やレシートに日付が記載されているか
- 商品名やただ但し書きは記載されているか(購入情報について詳しく記載されているか)
- 事業者の住所や会社名、連絡先は記載されているか
- 添付書類は揃っているか (※②、③該当の方のみ)

支払金口座振替依頼書

振込先金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 (○でかこむ)	支店										
振 込 口 座	預金種目	1.普通 2.当座 3.その他() (○でかこむ)										
	口座番号 (左詰め)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>										
	フリガナ (左詰め)	フリガナは左詰めで必ずお書きください。 口座名義およびフリガナの訂正はできません。										
名義人※	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>											

※必ず「豊島区家具転倒防止器具の購入および設置助成金交付にかかる申請書兼請求書」の申請者ご本人さまの口座情報を記載して下さい。

※「口座名義人」の訂正はできません。

裏面へ続く

口座情報が分かる資料の貼り付け欄 (別紙添付による提出可)

※通帳やキャッシュカードのコピーなど口座情報が分かるものを貼り付けて下さい。

※オンライン口座の場合は、口座情報が分かる画面のコピーでも大丈夫です。

別記様式第3号（第10条関係）

豊総防発第 号

年 月 日

（氏 名） 様

豊島区長 （氏 名） 印

豊島区家具転倒防止器具の購入および 設置助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった豊島区家具転倒防止器具の購入および設置助成金の交付について、豊島区家具転倒防止器具の購入および設置助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付することを決定しましたので、通知いたします。

記

1 交付決定額 円

2 条 件

豊島区家具転倒防止器具の購入および設置助成金交付要綱の規定を遵守すること

以上

別記様式第4号（第10条関係）

豊総防発第 号

年 月 日

（氏 名） 様

豊島区長 （氏 名） 印

豊島区家具転倒防止器具の購入および 設置助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった豊島区家具転倒防止器具の購入および設置助成金の交付について、豊島区家具転倒防止器具の購入および設置助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付しないことを決定しましたので、通知いたします。

記

1 不交付理由

以上

別記様式第5号（第11条関係）

豊総防発第 号

年 月 日

（氏 名） 様

豊島区長 （氏 名） 印

豊島区家具転倒防止器具の購入および 設置助成金交付決定取消通知書

年 月 日付で申請のあった豊島区家具転倒防止器具の購入および設置助成金の交付について、豊島区家具転倒防止器具の購入および設置助成金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり通知いたします。

記

1 交付決定取消金額 円

2 取 消 理 由

以上